

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5の2 第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年11月13日

【会社名】 株式会社クラフティア
(旧会社名 株式会社九電工)

【英訳名】 KRAFTIA CORPORATION
(旧英訳名 KYUDENKO CORPORATION)
(注) 2025年6月26日開催の第97期定時株主総会の決議により、
2025年10月1日から会社名を上記のように変更している。

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 石 橋 和 幸

【最高財務責任者の役職氏名】 該当なし

【本店の所在の場所】 福岡県福岡市中央区天神一丁目11番1号 ONE FUKUOKA BLDG. 14階

【縦覧に供する場所】 株式会社クラフティア東京本社
(東京都豊島区東池袋三丁目1番1号(サンシャイン60))

株式会社クラフティア関西支店
(大阪市中央区南船場二丁目9番8号(シマノ・住友生命ビル))

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

1 【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長執行役員石橋和幸は、当社の第98期中（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）の半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認した。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はない。